

1 総 務 部

安心安全対策

平成24年(2012年)4月1日の組織改正により、安心安全室を危機管理室として体制の充実を図り、安心して安全なまちづくりを目指している。

防災、防犯、福祉、医療など様々な分野で、市民・企業・行政が一体となって安心して安全のまちづくりを推進するため、平成19年(2007年)9月、市内約100の団体(吹田市、吹田市教育委員会、吹田保健所、吹田警察署、企業等を含む)の参画・賛同を得て、「安心安全の都市(まち)づくり協議会」を立ち上げネットワークを形成した。平成20年(2008年)3月14日には「安心安全の都市(まち)づくり宣言」を行い、平成21年(2009年)3月27日に「安心安全の都市(まち)づくり推進計画」が安心安全の都市(まち)づくり協議会において策定され、この計画を骨子に取組を進めている。

防災事業としては、「自らの命は自らで守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災の原点に立つてもらうことが重要なことから、自主防災用資機材給付事業や、防災出前講座などを開催し、防災ハンドブックや洪水ハザードマップを活用しながら、自主防災組織の結成を進めている。

平成20年度(2008年度)からは吹田市自治会連合協議会と共に全市一斉合同防災訓練(避難・情報伝達訓練)を行い、市民の防災意識の向上を図るほか、9月に千里北公園で吹田市地域防災総合訓練を実施し、各関係機関との連携体制の強化、防災体制の確立を図っている。

また、平成24年度(2012年度)から地域防災リーダーの養成に取り組み、防災知識・技術習得の促進、各地域における防災意識の啓発・防災活動の活性化、自主防災組織等の拡大と充実を図り、地域防災力の向上に努めている。

さらに、昨今の全国各地での風水害の発生を目の当たりにし、気象情報等の収集、職員招集及び対策本部設置等の迅速化を図るため、ハード、ソフト両面の充実化の検討を進めている。

防犯事業としては、子供に関する凶悪事件やひったくりなど様々な犯罪への対策を強化することが重要な課題であることから、吹田市全体の防犯力向上を図るため地域での自主防犯パトロール結成支援として、昨年に続き市内を6ブロックに分け、防犯講習会を実施し、防犯活動推進員による防犯団体への支援の充実を図っている。また、子供たちの目線で、地域の危険箇所を記した安心安全マップをPTAなどと協働し、作成している。平成17年(2005年)6月から青色防犯パトロールカーを導入し市内全域を犯罪の発生状況にあわせて巡回している。地域の青色防犯パトロールカーの活動支援として、平成20年度(2008年度)から燃料費等の補助を行っている。また、地域の防犯活動を補完するものとして、平成26年度(2014年度)、27年度(2015年度)の両年度、防犯カメラを設置する活動団体に対して設置費等の補助を実施している。

また、平成28年度(2016年度)から30年度(2018年度)で、市内全36小学校区の公共施設等に公

費で防犯カメラを540台設置するとともに、公用車等にドライブレコーダーを設置し、見守りの目を増やし、犯罪抑止力の向上に取り組む。

平成24年(2012年)7月には市内の警備業で構成する吹田警備業防犯推進委員会と「吹田市内における犯罪防止活動に関する協定」を締結。市民に安心感を与え、犯罪の抑止に寄与することを目的として、警備業務中に共通の腕章を装着し、子供の見守りや犯罪の抑止などの防犯活動を行う内容となっている。

これらの防災・防犯事業について関係機関との連携をより一層深め、市民との協働による安心安全事業を推進していく。

広 報

区 分	発行時期	発行部数	経費(円)	配布対象	概 要
市報すいた	毎月1日	延べ 2,079,800部	74,837,412	全世帯 各駅配置	市の事業・行事などの周知事項をまとめた広報誌。
声の 市報すいた	毎月1日	延べ 615組	1,789,295	視 覚 障がい者	市報すいたの内容をテープ及びCDに収録し、希望者に送付。
点字版 市報すいた	毎月1日	延べ 360部	1,104,000	視 覚 障がい者	市報すいたの内容を点字訳し、希望者に送付。

区 分	放送時期	放送本数	経費(円)	対 象	概 要
広報番組 「お元気で すか!市民の みなさん」	毎月1日、11日、 21日に更新。 放送時間は毎日 2回(15時、22 時)、30分番組	36本	28,181,496	市民等	ジェイコムウエスト吹田局のコミュニティチャンネルで、市の施策や市民活動などを紹介、手話付き。 ホームページで動画配信。 「トピックス」コーナー 6分 「特集」コーナー 15分 「企画」コーナー 5分 「お知らせ」コーナー 3分 「エンディング」コーナー 1分

区 分	情報提供期間	アクセス数	経費(円)	概 要
吹 田 市 ホームページ	平成27年(2015年)4月1日 ～ 平成28年(2016年)3月31日	1,157,440件	375,660	市の概要や、市民生活に関係の深い行政サービスなどを掲載。 システムの更新に合わせてデザインを変更。

市 庁 舎

1 市庁舎の概要

位 置 泉町1丁目3番40号
 敷 地 面 積 16,742.96㎡
 来庁者用駐車場 109台分

区 分	低 層 棟			中 層 棟			高 層 棟			仮 設 棟	車庫・倉庫棟	合 計
構 造	鉄筋 コンクリート造			鉄骨鉄筋 コンクリート造			鉄骨鉄筋 コンクリート造			軽量鉄骨造	鉄骨造	—
規 模	地下	地上	塔屋	地下	地上	塔屋	地下	地上	塔屋	地上2階	地上2階	—
	1	3	1	1	5	1	1	9	2			
建 築 面 積	2,028.96㎡			1,903.33㎡			828.39㎡			215.94㎡	684.57㎡	5,661.19㎡
延べ床面積	6,956.63㎡			8,843.00㎡			8,181.57㎡			392.59㎡	1,329.29㎡	25,703.08㎡
工 期	昭和37年 (1962年)12月～			昭和61年 (1986年)11月～			昭和46年 (1971年)3月～			平成11年 (1999年)6月～	昭和61年 (1986年)6月～	—
	昭和39年 (1964年)3月			昭和63年 (1988年)4月			昭和47年 (1972年)12月			同年9月	同年12月	—
工 費	358,000千円			2,741,882千円			905,410千円			80,152千円	—	—
財源内訳	積立金			30,650千円			1,500,000千円			200,746千円	—	—
	市債			200,000千円			—			287,000千円	—	—
	一般財源			127,350千円			1,241,882千円			417,664千円	80,152千円	—

2 市庁舎管理経費 平成27年度(2015年度)

(1) 光熱水費等 (単位：千円) (2) 庁舎管理委託料 (単位：千円)

項 目	金 額
電 気	61,852
ガ ス	12,985
水道・下水道	13,656
電 話	16,234
合 計	104,727

項 目	金 額
警 備 業 務	32,292
清 掃 業 務	26,374
電気・機械設備等運転、保守及び管理業務	18,338
エレベーター保守業務	5,210
消防設備等定期点検業務、防災管理点検業務及び連結送水管耐圧試験業務	3,294
空調用自動制御機器保守点検業務	2,884
電気設備点検業務	2,808
そ の 他 の 業 務	16,911
合 計	108,111

車 両 管 理

所属別車両台数

平成28年(2016年)4月1日現在

所属部 車 種	総務部	環境部	土木部	都 市 計画部	下 水 道 部	教 育 委 員 会	計
乗 用 車	2						2
ワゴン車	7	5	2	2	1		17
小型バス	2						2
塵 芥 車		13					13
普通貨物		6	1				7
小型貨物		6			1		7
特 殊 車		1	6				7
軽自動車	49				12	2	63
計	60	31	9	2	14	2	118

職 制 ・ 給 与 ・ 報 酬

1 職員の定数と現員数

部 局	平成28年(2016年)4月1日現在	
	定 数 (人)	現員数 (人)
市 長 事 務 部 局	2,068	1,751
水 道 部	193	113
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	12	7
監 査 委 員 事 務 局	9	7
公 平 委 員 会 事 務 局	3	0
農 業 委 員 会 事 務 局	5	2
教 育 委 員 会 事 務 局	621	331
議 会 事 務 局	18	18
消 防	363	334
計	3,292	2,563

2 特別職職員の給料・報酬

平成28年(2016年)4月1日現在

区	分	支給区分	支給額(円)	適用日
市	長	月額	1,050,000	平成6年(1994年)4月1日
副市	長	〃	920,000	〃
水道事業	管理者	〃	810,000	〃
常勤の	監査委員	〃	570,000	〃
教	育長	〃	810,000	〃
教育委員会委員	委員長	〃	206,000	〃
	委員長職務代理者	〃	200,000	〃
	委員	〃	195,000	〃
社会教育	委員	日額	8,400	平成23年(2011年)4月1日
選挙管理委員	委員長	月額	63,500	平成6年(1994年)4月1日
	委員	〃	54,000	〃
公平委員会委員	委員長	〃	36,500	〃
	委員	〃	34,500	〃
農業委員会委員	会長	〃	54,000	〃
	副会長	〃	51,000	〃
	委員	〃	49,000	〃
固定資産評価 審査委員会委員	委員長	〃	24,000	〃
	委員	〃	23,000	〃
固定資産	評価員	〃	161,000	〃
監査委員	代表監査委員	〃	161,000	〃
	識見選任委員	〃	145,000	〃
	議員選任委員	〃	49,500	〃
選挙	長	日額	12,800	〃
投票所の	投票管理者	〃	15,100	平成10年(1998年)6月1日
期日前投票所の	投票管理者	〃	13,400	〃 15年(2003年)12月1日
開票	管理者	〃	12,800	〃 6年(1994年)4月1日
投票所の	投票立会人	〃	15,100	〃 10年(1998年)6月1日
期日前投票所の	投票立会人	〃	13,400	〃 15年(2003年)12月1日
開票	立会人	〃	12,800	〃 6年(1994年)4月1日
選挙	立会人	〃	12,800	〃
国民健康保険	運営協議会委員	〃	8,400	平成23年(2011年)4月1日

3 職員の給料と年齢

平成28年(2016年)4月1日現在

区 分	人 員	給 料 (円)			平均年齢 (歳・月)
		最 高	最 低	平 均	
部 長 級	32	498,286	459,990	478,630	56・06
次 長 級	74	452,960	403,465	437,995	55・01
課 長 級	173	426,889	337,820	410,085	53・03
課長代理級	218	422,600	317,000	390,683	48・06
主 査 級	451	388,300	259,900	335,286	44・04
主 任	536	372,058	231,100	278,644	38・04
係 員	388	272,200	149,000	194,721	33・10
計	1,872	—	—	309,796	42・04

(注) 行政職給料表適用職員のみ

職員の給料については役職段階別の特例減額後(部長級～課長級△5.0%)

特例減額期間は平成27年(2015年)4月1日から平成30年(2018年)3月31日までの間

4 管理職手当

(単位：円)

区 分	主 な 役 職 名	平成28年(2016年)4月1日現在
管理職手当	統 括 監	103,000
	部長(議事説明員等)	93,000
	部 長	83,000
	理事(議事説明員)	81,000
	理 事	71,000
	部次長・室長	69,000
	総 括 参 事	66,000
	課 長 ・ 参 事	60,000
	課長代理・主幹	47,000

(注) 行政職給料表適用職員のみ

5 人件費（一般会計）

歳入及び市税中の比率

区 分 年 度	歳入総額 (A) (千円)	市税総額 (B) (千円)	人 件 費 (C) (千円)	C / A × 100 (%)	C / B × 100 (%)
平成26(2014)	117,264,600	64,158,987	22,502,830	19.2	35.1
〃 27(2015)	122,488,158	61,180,805	23,929,641	19.5	39.1
〃 28(2016)	126,173,207	63,138,227	23,899,918	18.9	37.9

(注) 平成26年度(2014年度)は決算、27年度(2015年度)と28年度(2016年度)は当初予算

6 一般行政職の初任給

平成28年(2016年)4月1日現在

大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒
176,700円	160,200円	149,000円

吹田市職員体制計画（案）

本市では、市民満足度の高い市政の推進を目指し、今日的課題や市民ニーズに対応するため、自治体の限られた経営資源である職員の能力を最大限、有効かつ最適に配分することを目的として、平成25年(2013年)3月に「吹田市職員体制計画（案）」を策定した。

1 計画期間

平成25年度(2013年度)から平成29年度(2017年度)

2 計画の対象

全会計職員

ただし、企業会計（病院事業会計、水道事業会計）については、本計画（案）の基本的な視点に立つとともに、それぞれの経営改善の観点も踏まえ、見直しを行う。

3 数値目標

普通会計（正職のみ）

平成30年度(2018年度)までに住民千人当たりの職員数5.90人以下の2,064人以下にする。

（※普通会計とは、一般会計の範囲が自治体によって異なるため、統計上の比較を可能にするためにつくられる会計区分）

全会計（正職と再任用を含む）

平成30年度（2018年度）までに2,491人以下にする。

（※市民病院の独立行政法人化移行の減員を含む。）

4 年度別推進計画

普通会計（正職のみ）

（単位：人）

区 分	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	減少数
計画数	2,214	2,184	2,198	2,254	2,239	2,184	△ 30
実配置数 (常勤再任用含む)	2,164	2,103	2,169	2,250	—	—	86

全会計（正職と再任用含む）

（単位：人）

区 分	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	減少数
計画数	3,114	2,620	2,623	2,664	2,644	2,578	△536
実配置数	3,005	2,492	2,546	2,622	—	—	△383

事務改善運動

1 趣 旨

市民の行政に対する期待に積極的に応えるため、全職員が常に効率的な行政執行のための姿勢と問題意識を持ち、住民本位で無駄のない行政を確立すべく昭和56年(1981年)8月1日に事務改善実施要領を制定し、平成18年(2006年)8月1日には同要領の見直し整備を行い、全職員による日常的な事務改善運動を展開している。また、平成23年度(2011年度)には事務改善発表会を開催し、改善事例の全庁的な共有を行った。

2 主な改善事項

- 平成15年度 ○地下食堂に車いす用テーブル等を設置
- (2003年度) ○職場のレイアウト変更で窓口対応を効率化
- 国保の口座振込済通知の発行回数を削減
- 北工場の建て替え情報をホームページ上で提供

- 開票事務手当を翌月の諸手当支給日に一括払い
- 校務員に支給する旅費を口座振込に変更
- 平成16年度 ○申請書等様式の一部をホームページからダウンロード可能に
- (2004年度) ○投票所入場整理券の発送を個人宛てから世帯宛てに
- 他館からの図書取り寄せを端末処理に
- 各課からの市長、助役のスケジュール予約をパソコンでの受付に
- 〃 18年度 ○軽自動車の給油方法を定量給油から満タン給油に変更
- (2006年度) ○各課保有の軽自動車を車両係で集中管理
- 窓口カウンターに仕切り（パーテーション）を設置
- 「市長に提言ハガキ」に個人情報を保護するシールを添付
- 〃 21年度 ○業務内容を把握できるマニュアルの作成
- (2009年度) ○事務内容から職場名、内線電話番号が分かる「吹田市役所タウンページ」の作成
- 〃 22年度 ○「市民の声」を吹田市ホームページで公開
- (2010年度) ○保育所入所受付票を分かりやすい様式に改善
- 〃 23年度 ○事務改善発表会を開催
- (2011年度)

工 事 契 約 等

1 契約状況（工事関係）

平成27年度(2015年度)（単位：件）

	入 札			随 意 契 約								計
	落 札	最低者 話し合い	小 計	見積 合せ	少 額	特 定	緊 急	追 加	入札者が いない場合	契約の 不成立	小 計	
工 事	336	0	336	2	12	21	1	29	0	0	65	401
委 託	54	0	54	0	0	2	0	2	0	0	4	58
計	390	0	390	2	12	23	1	31	0	0	69	459

2 電子入札の実施

IT活用等における公共事業改革の一環として、大阪電子自治体推進協議会による共同利用を前提とした電子入札システムの開発に参加し、平成17年(2005年)4月1日から予定価格が5,000万円以上の工事で制限付一般競争入札を開始した。平成28年度(2016年度)は、その対象を工事については予定価格1,000万円以上の案件で、また工事に係る設計等委託業務については、その対象

を予定価格100万円以上の案件で実施している。なお、電子入札システムは、平成26年（2014年）4月1日からは大阪地域市町村共同利用電子入札システム運営協議会にて共同運用しており、平成27年（2015年）4月1日からは、15市で運用している。

3 入札等に係る関係事項の公表

入札に係る関係事項の公表については、「吹田市公共工事等の入札に係る関係事項の公表に関する規則」及び「吹田市委託業務等の入札に係る関係事項の公表に関する要領」に基づき、また、随意契約に係る関係事項の公表については、「吹田市随意契約ガイドライン」及び「吹田市特定随意契約の公表手続に関する要領」に基づき実施している。

実施内容については、次のとおりである。

(1) 入札に係る関係事項の公表

ア 公表の範囲

(ア) 入札に付する全ての工事及び工事に係る設計等の委託業務。

(イ) 入札に付する予定価格250万円以上の委託業務、物品の購入、製造の請負、修繕及び賃貸借。

イ 入札に関する公表事項及び公表時期等

(ア) 工事及び工事に係る設計等の委託業務

a 入札日、入札の実施方法、指名競争入札における指名事業者名・指名理由、工事又は業務の名称・場所・種別・概要、着手時期・完成時期、予定価格、指名競争入札における最低制限価格について、入札の公告（指名競争入札の場合は通知）後速やかに公表している。

公表期限は、少なくとも、公表日の翌日から起算して1年間が経過する日まで。

b 入札者名・入札金額、落札者名・落札金額、最低制限価格未満の入札者名、落札者がなかった場合その旨、契約の相手方名・住所、工事又は業務の名称・場所・種別・概要、着手時期・完成時期、契約金額、一般競争入札における最低制限価格等について、開札後速やかに公表している。

公表期限は、少なくとも、公表日の翌日から起算して1年間が経過する日まで。

(イ) 委託業務、物品の購入、製造の請負、修繕及び賃貸借

入札日、指名事業者名、件名・場所・期間（納入期限）、入札予定価格（落札者がなかった場合を除く）、入札者名・入札金額、落札者名・落札金額、落札者がなかった場合その旨、契約の相手方名・住所、契約金額について、落札者の決定後（不落随契のときは契約締結後、それ以外のときは入札執行後）速やかに公表している。

公表期限は、公表した年度の次年度の末日まで。

ウ 公表の方法

契約担当室課、行政資料閲覧コーナーにおける閲覧方式。ただし、工事及び工事に係る設計等の委託業務については、吹田市ホームページにおいても公表。

(2) 随意契約（特定随意契約を除く）に係る関係事項の公表

ア 公表の範囲

(ア) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、6号～9号を適用したもののうち、予定価格が250万円以上の単独随意契約

(イ) 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用したもののうち、予定価格が財務規則第108条の2各号に定める金額を超える契約

イ 公表事項及び公表時期等

契約担当室課名、契約名称、契約内容、契約締結日及び契約期間、契約の相手方、契約金額、随意契約とした具体的な理由について、契約担当室課及び行政資料閲覧コーナーにおける公表の場合は契約締結後速やかに、ホームページにおける公表の場合は契約締結日の翌月の末日（契約締結日が4月の場合は、6月末日）に公表している。

公表期限は、公表した年度の次年度の末日まで。

ウ 公表の方法

契約担当室課、行政資料閲覧コーナー及び吹田市ホームページにおける閲覧方式。

(3) 特定随意契約に係る関係事項の公表

ア 公表の範囲

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に該当する物品購入及び役務の提供に関するもの（特定随意契約）のうち、次に定める金額を超える契約

(ア) 製造の請負に関する契約 130万円

(イ) 財産の買入れに関する契約 80万円

(ウ) 役務の提供を受ける契約 50万円

イ 公表事項及び公表時期等

(ア) 発注見通しの公表 名称及び数量、発注の時期等を毎年度当初に公表。

(イ) 契約前の公表 名称及び数量、契約の期間、契約の相手方の選定基準及び決定方法等を見積書の徴取までに公表。

(ウ) 契約後の公表 名称及び数量、契約の相手方、契約金額、契約締結日、契約の相手方の選定理由等を契約締結後遅滞なく公表。

公表期限は、公表した年度の次年度の末日まで。

ウ 公表の方法

契約担当室課及び行政資料閲覧コーナーにおける閲覧方式。ただし、契約後の公表については、吹田市ホームページにおいても公表。

4 工事等の発注予定情報の公表

(1) 公表の範囲

予定価格250万円以上の工事及び予定価格100万円以上の工事に係る設計等委託業務。

(2) 公表内容及び公表時期等

工事名又は業務名、場所、工期又は履行期間、概要、工事種別又は業務区分、入札及び契約方法、入札予定時期又は随意契約締結時期等について、毎年度4月1日以後速やかに公表し、さらに、変更又は追加がある場合は、10月1日以後速やかにその内容を公表している。

公表期限は、共に当該年度の3月31日まで。

(3) 公表の方法

行政資料閲覧コーナー及び吹田市ホームページにおける閲覧方式。

5 入札参加有資格者名簿等の公表

(1) 公表内容

ア 入札参加有資格者名簿

イ 指名停止措置要領に基づく指名停止措置情報

ウ 吹田市工事成績評定結果活用要領に基づく優遇措置対象者一覧

(2) 公表の方法

吹田市ホームページにおける閲覧方式。ただし、入札参加有資格者名簿及び指名停止措置情報については、行政資料閲覧コーナーにおいても公表。